第二条第百三十号中「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の三第一項から第三項まで」に、「同項の」を「これらの」に改め、「（同項に規定する調整前連結税額をいう。）」を削り、同号を同条第九十五号とし、同条第百三十一号を削り、同条第百三十二号ロ中「（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。）」を削り、同号を同条第九十六号とし、同条第百三十三号中「（平成二十六年改正法附則第百十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び「（措置法第六十八条の十五の五第一項に規定する調整前連結税額をいう。）」を削り、同号を同条第九十七号とし、同条第百三十四号ロ中「（同条第七項に規定する調整前連結税額をいう。）」を削り、同号を同条第九十八号とし、同条第百三十五号から第百三十七号までを三十六号ずつ繰り上げ、同条第百三十八号を削り、同条第百三十九号を同条第百二号とし、同条第百四十号中「又は第二項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同号を同条第百三号とし、同条第百四十一号を同条第百四号とし、同号の次に次の二号を加える。

百五　平成二十六年改正法附則第百十五条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年旧措置法第六十八条の二十七第二項の規定　同項に規定する特別償却限度額

百六　平成二十七年改正法附則第九十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年旧措置法第六十八条の二十七第二項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第百四十二号を削り、同条第百四十三号を同条第百七号とし、同条第百四十四号を同条第百八号とし、同条第百四十五号を削り、同条第百四十六号を同条第百九号とし、同条第百四十七号を削り、同条第百四十八号を同条第百十号とし、同条第百四十九号を同条第百十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

百十二　平成二十五年改正法附則第八十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年旧措置法第六十八条の三十五第一項の規定（同条第三項各号に係る部分に限る。）同条第一項に規定する特別償却限度額

百十三　平成二十七年改正法附則第九十条第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年旧措置法第六十八条の三十五第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第百五十号から第百五十二号までを削り、同条第百五十三号を同条第百十四号とし、同条第百五十四号及び第百五十五号を削り、同条第百五十六号を同条第百十五号とし、同条第百五十七号イからハまでを次のように改める。

イ　平成二十五年改正法附則第八十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年旧措置法第六十八条の三十五第一項の規定（同条第三項各号に係る部分に限る。）

ロ　平成二十六年改正法附則第百十五条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年旧措置法第六十八条の二十七第二項の規定

ハ　平成二十七年改正法附則第九十条第八項、第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年旧措置法第六十八条の二十七第二項又は第六十八条の三十五第一項の規定

第二条第百五十七号ニ及びホを削り、同号ヘ中「第六十八条の十五第一項」の下に「、第六十八条の十五の二第一項」を加え、「第六十八条の十五の三第一項、」を削り、「又は第六十八条の三十一」を「、第六十八条の三十一又は第六十八条の三十三」に改め、同号ヘを同号ニとし、同号を同条第百十六号とし、同条第百五十八号イ中「次に」を「前号イからニまでに」に改め、同号イ⑴から⑶までを削り、同号ロ及びハ中「へまで」を「ニまで」に改め、同号を同条第百十七号とし、同条第百五十九号を削り、同条第百六十号を同条第百十八号とし、同条第百六十一号から第百六十五号までを四十二号ずつ繰り上げ、同条第百六十六号中「第六十八条の五十三第一項」の下に「又は第六項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同号を同条第百二十四号とし、同条第百六十七号中「第六十八条の五十四第一項」の下に「又は第八項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同号を同条第百二十五号とし、同条第百六十八号を同条第百二十六号とし、同条第百六十九号から第百七十六号までを四十二号ずつ繰り上げ、同条第百七十七号を削り、同条第百七十八号を同条第百三十五号とし、同条第百七十九号を同条第百三十六号とし、同条第百八十号及び第百八十一号を削り、同条第百八十二号を同条第百三十七号とし、同条第百八十三号を削り、同条第百八十四号を同条第百三十八号とし、同条第百八十五号を同条第百三十九号とし、同条第百八十六号を同条第百四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四十一　措置法第六十八条の七十二第一項、第三項、第五項又は第十項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十八条の七十二第一項又は第五項の規定により損金の額に算入される金額

ロ　措置法第六十八条の七十二第三項の規定　同項において準用する次に掲げる規定により損金の額に算入される金額

(1)　措置法第六十八条の七十第一項又は第七項の規定

(2)　措置法第六十八条の七十一第一項又は第三項の規定

(3)　措置法第六十八条の七十一第八項において準用する措置法第六十八条の七十第一項の規定

(4)　措置法第六十八条の七十一第九項において準用する措置法第六十八条の七十第七項の規定

ハ　措置法第六十八条の七十二第十項の規定　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　措置法第六十八条の七十二第十項第一号に掲げる場合　同項に規定する適用譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額（同項に規定する譲渡利益額をいい、当該譲渡利益額に係る法人税法施行令第百二十二条の十四第五項に規定する調整済額がある場合には、当該調整済額を控除した金額とする。）⑵において同じ。）から同号に規定する計算した金額を控除した金額

(2)　措置法第六十八条の七十二第十項第二号に掲げる場合　同項に規定する適用譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額

第二条第百八十七号を削り、同条第百八十八号を同条第百四十二号とし、同条第百八十九号を同条第百四十三号とし、同条第百九十号を削り、同条第百九十一号を同条第百四十四号とし、同条第百九十二号を削り、同条第百九十三号を同条第百四十五号とし、同条第百九十四号を同条第百四十六号とし、同条第百九十五号及び第百九十六号を削り、同条第百九十七号を同条第百四十七号とし、同条第百九十八号を削り、同条第百九十九号を同条第百四十八号とし、同条第二百号を同条第百五十号とし、同条第二百一号を削り、同条第二百二号を同条第百五十一号とし、同条第二百三号から第二百九号までを五十一号ずつ繰り上げ、同条第二百十号を削り、同条第二百十一号を同条第百五十九号とし、同条第二百十二号中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に、「。）が」を「。以下同じ。）が」に改め、同号を同条第百六十号とし、同条第二百十三号を同条第百六十一号とし、同条第二百十四号から第二百十七号までを五十二号ずつ繰り上げ、同条第二百十八号中「第六十八条の百三」を「第六十八条の百三第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同号を同条第百六十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十七　措置法第六十八条の百四第一項の規定　同項の規定の適用を受ける同項に規定する特例非支配目的株式等に係る配当等の額

第二条第二百十九号を削る。